

【新旧対照表】

《nanaco モバイル会員規約》

※追加箇所は赤字下線、削除箇所は青字訂正線

個人情報 の 取扱いに関する重要事項		
現 行	改定後	備 考
<p>第2条（4）                      会員とは、当社所定の入会手続きにおいて本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込みされた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。ただし、申込みの時点で15歳以下の方は、申込みできません。また、同一の方が複数の nanaco 携帯電話を保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取り扱われます</p>	<p>第2条（4）                      会員とは、当社所定の入会手続きにおいて本規約を承認のうえ nanaco 電子マネーサービスの入会を申込みされた個人の方で、当社が入会を認めて会員番号を付与した方をいいます。<del>ただし、申込みの時点で15歳以下の方は、申込みできません。</del>また、同一の方が複数の nanaco 携帯電話を保有する場合、特に定めのない限り、それぞれ別の会員として取り扱われます</p>	<p>【改定】                      実態に合わせるため</p>